

日 薬 業 発 第 444 号
令 和 2 年 3 月 2 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和元年台風第 19 号による被災者に係る被保険者証等の提示について

標記につきまして、厚生労働省保険局医療課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難している場合であっても、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）のほか、被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の場合は住所（国保組合の場合には、これに加えて組合名）を申し立てることで受診できることについては、令和元年 10 月 15 日付け日薬業発第 226 号にてお知らせしたところです。

今般、各保険者において被保険者証等の再交付が随時行われることを踏まえ、令和 2 年 4 月 1 日以降は、医療機関等において、原則として通常どおり被保険者証等を提示することにより資格確認を行う取扱いとなりました。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 27 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第 19 号による被災者に係る被保険者証等の提示について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて通知するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

< 抄 >

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 27 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第 19 号による被災者に係る被保険者証等の提示について

令和元年台風第 19 号による被災に伴い、被保険者証等を紛失している場合等、被保険者証を保険医療機関等に提示できない場合には、氏名、生年月日等を申し立てることにより、受診できる取扱いとしてきたところ(別添「令和元年台風 19 号による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」(令和元年 10 月 12 日厚生労働省保険局医療課事務連絡))。今般、各保険者において、被保険者証等の再交付が随時行われることを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施及び関係者に対する周知について遺漏なきを期されたい。

記

- 1 令和 2 年 4 月 1 日以降は、保険医療機関等において、原則として通常どおり被保険者証等を提示することにより資格確認を行う取扱いとすること。
- 2 このため、被保険者証等を紛失等した者に対し、速やかに加入している医療保険の保険者に連絡し、被保険者証等の再交付を受けるよう周知を図られたい。
- 3 各保険医療機関等においては、被災により被保険者証等を紛失した者が、令和 2 年 4 月 1 日以降も被保険者証等を提示せずに受診しようとした場合には、その氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名)の申告を受けた上で受診できることとするが、被保険者は、速やかに被保険者証等の再交付を受けるとともに、再交付後、保険者番号及び被保険者証等の記号・番号を必ず当該保険医療機関等に連絡するよう周知を図られたい。

別添省略